

福島県小名浜港湾建設事務所
東北地方整備局小名浜港湾事務所
福島海上保安部

小名浜港の一部供用開始（追加）について

小名浜港では、津波被災後、平成23年3月16日に藤原ふ頭の第1、第2号の岸壁を供用していましたが、これまで、設備の復旧や航路の水深確認などを行い、関係機関による連絡調整の結果、平成23年3月28日15時より、下記のとおり大剣ふ頭に入港する船舶等に対する入出港自粛勧告の一部を解除し、供用開始を行います。

記

- 1 大剣ふ頭第7号岸壁及び同第8号岸壁（公共ふ頭）
- 2 大剣ふ頭地区の専用岸壁（小名浜石油㈱）の2号危険物棧橋（B）

【条 件】

- ・岸壁等使用が認められている船舶並びに港湾管理者及び港長が認めた船舶とする。
- ・中央航路を航行経路とし、日中航行のみとする。

※既に供用している岸壁

- ① 藤原ふ頭第1号岸壁及び同第2号岸壁

ただし、同岸壁の使用が認められた緊急物資輸送船舶、災害救助等に
あたる船舶のみ。

中央航路を航行経路とし、原則、日中航行のみ。

夜間航行については港長が認めた船舶。

※港内には、漂流物、沈没物等の障害物が依然として存在しています。

なお、29日（火）には、小名浜港では津波被災後初めてとなる、ガソリンを給油するタンカーが大剣ふ頭の公共ふ頭に入港する予定です。

また、引き続き、30日（水）には、小名浜石油㈱の専用ふ頭にガソリンを給油するタンカーの入港が予定されています。

これにより、課題となっている燃料不足の問題解決が図れるものと期待されます。

【問い合わせ先】

福島県小名浜港湾建設事務所 電話 0246-54-2111
（いわき市役所小名浜支所内）
東北地方整備局小名浜港湾事務所 電話 0246-53-7100
福島海上保安部 電話 0246-53-7112